

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 13 日

建設業労働災害防止協会
兵庫県支部 支部長 殿

兵庫労働局労働基準部健康課長

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
の一部改正等について

平素は、労働行政の推進について格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止につきましては、厚生労働省が発出している「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」(令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号)及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」により、留意点が示されているところですが、今般、技術動向等を踏まえ、別添の新旧対照表のとおり、その内容が改正されました。つきましては、貴団体におかれましても、傘下の関係事業場等、関係各所に対して広くご周知いただきますようお願い申し上げます。

